



※「介入」とは、通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施するもののことをいう。

※GCPに基づく治験は、臨床試験審査委員会(附属病院、市民総合医療センター)

※再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく再生医療等提供計画(第3種)は、横浜市立大学認定再生医療等委員会